

## 令和4年1月から

- ① 傷病手当金
- ② 任意継続被保険者制度
- ③ 出産育児一時金

が変わります。



### ① 傷病手当金の支給期間の変更

傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6か月を超えない期間とされ。ですが、令和4年1月以降は病気等の治療と就労の両立という観点から、出勤等に伴い不支給となった期間がある場合は、その分の期間は支給期間に含めず、通算して1年6か月まで支給を受けられるようになります。  [リーフレットはこちら](#)

### ② 任意継続被保険者制度の見直し

任意継続被保険者になると、任意で脱退する規定がありませんでしたが、被保険者が保険者に申請することにより脱退できるようになりました。

### ③ 出産育児一時金支給金額の見直し

産科医療補償制度の掛金が1万6千円から1万2千円に変更されることに伴い、出産育児一時金も40万4千円から40万8千円に変更されます。

出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金の合計は42万円から変更はありません。

※産科医療補償制度とは、通常の出産にもかかわらず、生まれた子どもが脳性麻痺を発症した場合に、一定の要件を満たせば補償金が支払われる制度。日本医療機能評価機構により運営され、ほとんどの医療機関が加入しています。

#### 改正前

出産育児一時金	40.4万円
産後医療補償制度の掛金	1.6万円
合計	42万円

#### 改正後

出産育児一時金	40.8万円
産後医療補償制度の掛金	1.2万円
合計	42万円